

平成17年11月29日
事務局 長 裁 定

国立大学法人高知大学事務局憲章

前文

国立大学法人高知大学（以下、「本学」という。）は、「教育基本法」の精神に則り、国民的合意の下に、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展を推進する。」という建学の理念のもと、我が国の高等教育制度に導入された法人化という国立大学にとって未経験の競争的環境の中で、「4つのC」、すなわち社会が求める変革（CHANGE）をよく認識し、これを大学改革の好機（CHANCE）と捉え、果敢に挑戦（CHALLENGE）し、21世紀の日本に欠くことのできない大学を創造（CREATE）したいという志を立て、「地域の大学」として実学に基本を置いた「智の創造と継承の場」として進化することを宣言した。

本学事務局は、この理念のもと、大学が社会的存在であるのみならず、国立大学としてその基盤的資産や経費の相当部分を税金というかたちで国民から付託されているということを深く認識し、自らの使命を自覚しその職責の遂行に全力を尽くさなければならない。同時に我々は、いかなる差別をも行うことなく、基本的人権を尊重し、法令を遵守し、社会的規範にも十分な配慮を払いつつ、本学の理念実現に男女が等しく協働して参画する組織でありたいと願うものであり、高い倫理性と清廉性を保持し、かつ効率的で機能的な事務局を構築することを誓う。

国立大学法人高知大学事務局憲章（以下、「本憲章」という。）は、いわば本学の「事務局のかたち」を示すものである。

憲章の意義

1．憲章の意義

本憲章は、本学事務局の組織、運営及び事務局職員の業務遂行の理念に関する基本原則とする。

2．学内規則との関係

本学事務局及び事務局職員に関する学内規則の規定は、本憲章の理念を踏まえてこれを解釈し、運用するようにしなければならない。

事務局

1. 基本的な位置付け

大学における事務局組織は、伝統的に管理運営や、教育・研究などの諸活動を間接的に支援する機能、あるいは決定事項に関する執行機能を担うものとされてきた。我々はこの伝統的機能に加え、第1に「利用者満足度の向上」、第2に「効率化・スリム化」、第3に「経営の戦略的支援」の観点から戦略性を持った新しい機能を創造することを目指す。

2. 組織体制

本学が教育・研究・地域連携・国際連携等に存在意義を示し、競争力を持った活力ある大学となるための更なる改革を遂行するために、これまでの事務組織を根本から見直し、大学全体の戦略体制と教育・研究組織に対応しながら、事務組織が機能的かつ大学管理・運営の骨格となるべく、次の方針に基づき再構築した。

学長事務機能の確立と企画戦略体制への積極的参画

理事、企画戦略機構、評価本部等の業務支援担当部署の明確化

学部等の業務処理におけるキャンパス完結型事務処理体制の確立

地域貢献・国際協力支援体制の充実

機動的財務運営体制の確立

学内情報基盤の充実

人的資源の最大限の活用（グループ制の導入）

各部課は、事務組織の改編を小手先の改革とすることなく、常にその意図するところを確認・討議し、事務系人材の育成や労働条件の改善による事務局職員の士気向上に努めるとともに、それぞれが目標を設定し効果的に業務を遂行し、結果を点検・評価し、常に改善を加え、学内外から信頼される事務局を目指す。

3. 学長事務総括本部

本学の戦略・戦術等に関する学長事務の情報の集中と共有化、並びに事務組織の企画立案機能の強化を図る観点から、学長事務総括本部を設置する。

事務局職員

1. 意識改革

我々はもはや国家公務員ではなく、本学に雇用された職員である。自らが率先して従来の意識を改革・払拭し、新生高知大学のために「何ができるか」、「何

をすべきか」、「変わる義務ではなく、変える責任がある」ことを深く自覚するとともに、本学が公法人であることを認識し、教育・研究基盤の充実など自らに与えられた使命の達成に向けて、それぞれが高い専門性と広い視野、厳しいコスト意識や説明責任意識をもって、課題を発見・解決し、その職責を全うできるよう、常に自己研鑽と技量向上に努める。

2. 職員の評価

機能的な人材配置の実践と効果的な人材育成、並びに事務局職員の士気向上、相互に啓発しあう人間関係（協調性・信頼性）の醸成を図るため、適正な評価基準の設定及び評価結果を反映させ得る人事評価システムを構築する。

3. 基本的人権、法令遵守の徹底

本学事務局職員は、前文の精神に基づき、いかなる差別や基本的人権の侵害を排し、各種法令の遵守を徹底するとともに、本学の理念実現に向けて男女が等しく協働して参画し得る職場環境を整備する。